及び第 50 条の規定を準用する。）に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BA_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（起債対象経費の 75%を上限とした額）

BB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01091
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01517

$BB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01061
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01495

$BB_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00062
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00065

$BB_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00080
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$BB_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

BC_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

BD_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01091
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

BA_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（起債対象経費の 75%を上限とした額）

BB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01430
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01855

$BB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01060
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01493

$BB_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01043
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01536

$BB_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00080
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

$BB_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00197
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

$BB_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

BC_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

BD_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01430
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るも